



チャイルドシートの貸し出しについて

問 保健福祉課 児童係 476-1111 (145・146)

平成23年度から、チャイルドシートの無料貸出を行います。

貸出台数 10台

貸付対象者 次の要件に全て該当する者

1. 町内に住所を有する者
2. 現に普通自動車を運転することができる免許を受けていること。
3. チャイルドシートを装着できる自動車を使用する者であること。

対象乳児 新生児から4歳まで、体重18キログラム未満の幼児

初年度申込期間 平成23年4月15日（金）から平成23年4月28日（木）

初年度貸出決定予定日 平成23年5月9日（月）頃

貸出期間

貸し出しの期間は、原則として1年間です。（貸出期間を超えて使用することはできません。）
 幼児が4歳を超えている場合は貸出できません。4歳まで貸出を受けたい場合でも、毎年申請する
 必要が有ります。

優先順位

1. 身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健手帳の交付を受けている在宅の障害者（児）のいる世帯
2. ひとり親の世帯
3. 18歳未満の扶養対象児童（出産予定1か月前以内の胎児を含む。）が3人以上いる世帯
4. 児童の保護者のいずれもが、前年度分の町県民税が非課税である世帯
5. チャイルドシートの使用対象者の月齢が小さい世帯
6. 町税等を滞納していない者

申請に必要なもの

1. 母子手帳または健康保険証（幼児分）
2. 申請する人の自動車の運転免許証(写し)
3. チャイルドシートを取り付ける自動車の車検証(写し)
4. 申請する人の印鑑

※ 上記1から4全てが必要です。申請場所は、保健福祉課児童係です。

注意事項

住所等が変わったら・・・

大崎町外へ転出された場合は、利用期間内であっても速やかに返却してください。

返却時のお願い

チャイルドシートの貸し出しは無料ですが、返却の際はクリーニング店に出したものを返却願います。なお、クリーニング代は使用者の負担になります。

チャイルドシートは本体からカバーが外せる様になっています。カバーを外し、肩ベルトおよび肩ベルトカバーも忘れずにクリーニングをお願いします。

※貸し出し場所及び返却場所は、保健福祉課児童係です。

